

## 水道

### 水道の届け出について

引っ越しなどで、水道の使用を開始・停止するときは、事前に届け出が必要です。届け出がないと、ご使用がない場合でも上下水道料金がかかりますので、忘れずにご連絡ください。電話や電子申請からも受付できます。

また、お支払いは口座振替にすると支払い忘れがなく、便利です。口座振替が可能な金融機関は、**北海道銀行、北洋銀行、北海道信用金庫、北石狩農業協同組合、ゆうちょ銀行**です。「通帳・通帳登録印」を持参し、町内の各支店で手続きしてください。約1カ月で振替が開始されますが、それまでの間は納付書でお支払いください。

▼問合せ 上下水道課業務係  
(☎ 22 - 2411)

## 縦覧

### 土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます

固定資産税の納税義務者は、自分の所有する土地・家屋の評価額について、町内の他の土地・家屋と比較するために、土地・家屋の評価額などを記載した帳簿を縦覧することができます。

#### ▼期間

4月1日(水)～6月30日(火)

※土・日曜日、祝休日を除く

#### ▼時間 8時45分～17時15分

▼場所 役場1階、税務課資産税係

#### ▼閲覧料 無料

▼縦覧できる方 納税者および同一世帯の親族、納税管理人、代理人(委任状が必要)、借地・借家人(有償の賃貸借契約書等が必要)

#### ▼縦覧ができない場合

①免税点未満(少額のため課税免

除された資産)、非課税資産のみを所有する方(納税者でない方)。

②土地だけを所有する方の家屋の縦覧(逆の場合も同様)。

#### ▼縦覧の際に必要なもの

印鑑、本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

#### ▼問合せ 税務課資産税係

(☎ 23 - 2333)

## 変更

### 法律相談の開催日が変更となります

毎月開催している法律相談の日程が、4月から第2木曜日に変更となります。相談を希望される方は、電話で事前予約が必要です。

#### ▼申込み 保健福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎ 23 - 3019)

広 告

## 国保

### 国民健康保険の加入・脱退 手続き等について

#### 【国保を支える国民健康保険税】

国民健康保険は被保険者が高額な医療費を負担しないよう、加入者全員で助け合う制度です。加入している人は国民健康保険税を納めなければなりません。納め忘れがないか今一度ご確認ください。

納税相談もないまま未納にしていた場合、保険証の有効期限が短い「短期被保険者証」や、受診時に保険給付がなく医療費の全額を負担しなければならない「資格証明書」が交付されることとなりますので、納税が困難な方は必ず相談してください。

#### 【健康保険がつく会社に就職した際の手続きについて】

就職して健康保険に加入した場合は脱退の手続きが必要となるた

め、新しい健康保険証（扶養とすご家族分も含む）と当別町国民健康保険証と届け出にきた方・脱退する方の個人番号（マイナンバー）がわかるものを持参し、国保窓口までお越しください。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

## 夜間

### 町税と町営住宅使用料等の 夜間窓口を開設しています

#### ■今月の夜間窓口（共通）

4月9日（木）・23日（木）  
19時30分まで

#### ▼場所・問合せ

町税窓口：税務課納税係（☎ 23 - 2341）

町営住宅関係窓口：建設課建築住宅係（☎ 23 - 3197）

## 変更

### 農業委員会への申請書等の 受付期限が変更となります

4月から農業委員会への許可申請書・申出書の受付期限を変更します。変更後の受付期限は月によって異なるため、問合せいただくか、町ホームページでご確認ください。受付期限以降に申請された案件につきましては、翌月の総会案件となりますのでご注意ください。

また、申請書などの提出や相談の際は、職員が現地調査などで不在の場合もありますので、事前に電話でご連絡ください。

▼問合せ 農務課農業委員会係（役場第二庁舎内・☎ 23 - 3279）

広 告

広 告

広 告

**募 集**

**会計年度任用職員を募集！**

**【会計年度任用職員とは】**

地方公務員法に基づき1会計年度内を任期として任用する非常勤職員です。地方公務員として当別町に勤務していただきます。会計年度任用職員から正規職員への登用制度はありません。

**■介護支援専門員**

介護認定のための訪問調査業務及び介護予防業務等

▼勤務期間 5月1日～令和3年3月31日（更新制度あり）

▼応募資格 介護支援専門員の資格を有する方で、普通自動車運転免許を有し、基本的なパソコン操作ができる方。

▼募集人数 1名

▼勤務先 ゆとろ

▼勤務時間 週29時間以内

▼休日等 土・日曜日、祝日、年末年始 ※規定により年次有給休暇、特別休暇あり

▼報酬 月額161,100円

▼手当

- ・通勤手当（町の規定による）
- ・期末手当（初年度最大1.69月分、次年度に任用が更新された場合は最大で2.6月分支給）

▼社会保険 原則、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼応募書類 履歴書、介護支援専門員の資格を証明する書類の写し、本人の住民票および運転免許証の写し

▼募集期限 4月17日（金）

▼申込み・問合せ 介護課介護保険係（ゆとろ内・☎23-3029）

**募 集**

**当別町障がい福祉基本計画策定委員会委員を募集します**

当別町障がい福祉基本計画の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるため、委員を募集します。

▼応募資格 当別町内に住所を有する20歳以上の方

▼募集人員 2名

▼任期 5月1日～令和3年3月31日

▼応募方法等 ゆとろ窓口を設置または町ホームページからダウンロードした募集用紙に、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号、「当別町の障がい福祉についての意見・感想等」を記入し、持参・郵送・メールで送信してください。

▼応募期限 4月17日（金）

▼提出先 介護課障がい支援係（ゆとろ内・☎25-2665/hukshi4@town.tobetsu.hokkaido.jp）

廣 告

廣 告

廣 告

## 無償配布

### 乳幼児のいる家庭へ 町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として子育て家庭を応援するため、「乳幼児おむつ用ごみ袋」を無償で配布します。

▼**内容** 5月1日現在、2歳未満の乳幼児のいる家庭へ1カ月につき、町指定ごみ袋(20ℓ袋)を乳幼児1人当たり10枚配布します。

#### ▼配布日時・場所

5月7日(木)～15日(金)

※土・日曜日は除く

・ゆとろ 8時45分～17時15分

・太美出張所 9時～17時

※対象家庭には4月末に引換券を送付します。

▼**問合せ** 保健福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎23-3019)

## 手当

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当等の額が改正となりました

令和2年4月分から各種手当額が次のとおり改定となりました。

#### ★児童扶養手当

手当の区分	【改定後】
児童扶養手当 (全部支給)	43,160円
児童扶養手当 (一部支給)	所得に応じて 43,150～10,180円 の10円刻みの額
児童2人目 の加算額	所得に応じて 10,190～5,100円
児童3人目 以降の加算額	所得に応じて 6,110～3,060円

▼**問合せ** 保健福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎23-3019)

#### ★特別児童扶養手当等

手当の種類	【改定後】
特別児童扶養 手当1級	52,500円
特別児童扶養 手当2級	34,970円
特別障害者手当	27,350円
障害児福祉手当	14,880円
経過的福祉手当	14,880円

▼**問合せ** 介護課障がい支援係

(ゆとろ内・☎25-2665)

広 告

広 告

広 告